

SAGAサンライズパーク中央ひろば（仮称） オープニングセレモニー開催等業務仕様書

1 委託業務名

SAGAサンライズパーク中央ひろば（仮称）オープニングセレモニー開催等業務

2 目的

県では、SAGA2024（国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会）の開催を契機として、県民の夢や感動を生み出すスポーツの一大拠点の形成を図るとともに、スポーツ・文化など様々な活動を通じて、地域の活力を生み出し、新たな佐賀県の未来を切り拓く「さが躍動」の象徴的エリアとなることを目指し、SAGAサンライズパークを整備している。

当該整備の一環として新設する「中央ひろば（仮称）」については、アスリートや観客など誰もが気軽に利用できる公園のような日常的な憩いの場として整備され、これまでとは異なる新たな利用者層を呼び込み、進化していくようなSAGAサンライズパークへの期待感をより加速させる施設である。今年の秋冬にオープン予定の中央ひろば（仮称）のオープニングセレモニーの開催及び中央ひろば（仮称）の情報発信等により、県民に対して新たな施設の誕生や目的を周知するとともに、当該施設での様々な活動を通じて地域の活力を生み出す機運醸成を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 セレモニー概要

- (1) 日程（仮） 令和8年10月31日（土）午前10時から3時間程度
※中央ひろば（仮称）の工事進捗状況により変動（今年度中には実施）
※前日に設営及びリハーサルを実施
- (2) 会場 SAGAサンライズパーク 中央ひろば（仮称）（佐賀市日の出2-1-10）
※中央ひろば（仮称）の使用料は県が負担する
- (3) 出席（イメージ） スポーツ体験会参加者を含め200名程度を想定
知事、来賓、プロスポーツ関係者、地元自治会、地元児童・生徒等
- (4) 内容
 - ア 主催者・関係者挨拶
 - イ 記念催し、記念撮影等
（例：テープカット等）
 - ウ デモンストレーション
（例：著名アスリート等による披露等）
 - エ スポーツ体験会（2時間程度）

※（高校生以下をメインターゲットとして想定）

5 業務内容

(1) 中央ひろば（仮称）オープニングセレモニー開催業務

この場所だからできることに着目し、県民の興味関心を引くような“魅せる”要素も取り入れた演出を取り入れながら、長く記憶に残る企画を実行し、オープンしたことが大々的に県民に伝わるよう県及び指定管理者など、様々な関係者と協議・調整の上、セレモニーを開催すること。

なお、著名アスリート等への出演依頼をする場合は県で実施する。

- ア セレモニーの企画・管理（企画立案・調整、業務の全体統括、進行管理等）
- イ セレモニーの運営（進行台本・運営マニュアル・会場レイアウト・動線作成等）
- ウ 著名アスリート等の出演調整（依頼内容の立案・調整、日程確保、出演料・旅費・宿泊費の調整・支払、諸室の確保、当日のアテンド対応等）
- エ 来賓等の出席調整（案内状のデザインを含む）
- オ 会場装飾、会場設営・撤去（会場装飾の手配等）
 - ・セレモニータイトル看板・各種案内看板・誘導サイン等の製作・設置・撤去
 - ・関係者用駐車場の確保
- カ 機材・資材の手配・操作（音響の準備や操作、テープカット等セレモニー関連用品一式の設営・撤去）

セレモニー開始時、記念催し、デモンストレーションなどの各場面において効果音や音楽を用いてセレモニーを盛り上げる演出を行うこと
- キ デモンストレーション・スポーツ体験会に必要な用具の購入

購入する用具については、県と協議の上決定すること

なお、購入した用具の所有権は県に帰属するものとする
- ク スタッフの手配（運営スタッフ、進行ディレクター、会場内外管理スタッフ、各種スタッフ（受付・誘導・スポーツ体験会等）、カメラマン、司会・MC 1名（同種業務経験者を想定）、駐車場警備、手話通訳者等）
- ケ セレモニー各場面の写真・映像の撮影、県へのデータ提供
- コ 天候不良の場合でも開催できるような企画・管理・運営、物品等の準備をすること

(2) 中央ひろば（仮称）情報発信業務

中央ひろば（仮称）のオープニングセレモニー及びスポーツ体験会実施に係ることや中央ひろば（仮称）の利用イメージ普及（スポーツ体験会等の映像を使用）に関することについて県内への効果的な情報発信を行うこと

なお、情報発信の具体的な時期は県と協議の上決定すること

- ア 中央ひろば（仮称）のオープン広告
 - ・セレモニー及びスポーツ体験会の実施に係る告知デザイン作成及び広告・広報（例：YouTube、Instagram、佐賀駅前交流広場ビジョン等）、県へのデータ提供

なお、A 4 チラシのデザイン作成及びSAGAサンライズパーク近隣エリアへの広

報（配布）は必ず行うこと

イ 中央ひろば（仮称）の利用イメージ普及広告

- ・（１）で撮影したスポーツ体験会等の写真・映像を使用して施設の利用イメージが伝わるような内容の動画の作成及び広告（動画：1分程度）、県へのデータ提供
（例：YouTube、Instagram、佐賀駅前交流広場ビジョン等）

（３）事業効果の分析・報告

中央ひろば（仮称）のオープン、利用イメージについてどれだけ周知できたか等、事業効果を把握するため、事業全体の効果の分析をし、その結果を業務完了報告書に記載すること

なお、来場者数、スポーツ体験参加者数及び動画表示・視聴回数は、必須項目とする
（例：アンケート調査、広告実績等）

6 提案を必須とする内容

（１）中央ひろば（仮称）オープニングセレモニー開催業務

- ア 会場装飾の内容
- イ 記念催し、記念撮影等の内容
- ウ デモンストレーションの内容
- エ スポーツ体験会の内容
- オ 天候不良の場合を想定したア～エの内容
- カ その他、事業目的達成のために有効な内容があれば提案すること

（２）中央ひろば（仮称）情報発信業務

- ア 中央ひろば（仮称）のオープン広告・広報の方法
- イ 中央ひろば（仮称）の利用イメージ普及広告の方法

（３）事業効果の分析・報告

- ア 事業効果の分析方法・内容

7 委託料の支払い

前金払、完了払

8 成果物等

受託者は業務完了後、速やかに次に掲げる成果物について提出すること

- ・業務完了報告書（写真・動画データ、事業効果報告書）
- ・作成した広報物
- ・その他、県と受託者が協議の上、成果品として提出を求めるもの

9 業務実施上の留意点

- （１）本業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し行うものとする。
- （２）受託者は、本業務の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- （３）本業務において、第三者が所有する素材（映像、写真・イラスト等）を用いる場合に

は、受託者において著作権処理等を行うものとする。

- (4) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- (5) 成果物は、佐賀県が自由に二次利用できるものとする。
- (6) セレモニー実施に必要な許可等の手続きは、受託者が行うこと。
- (7) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

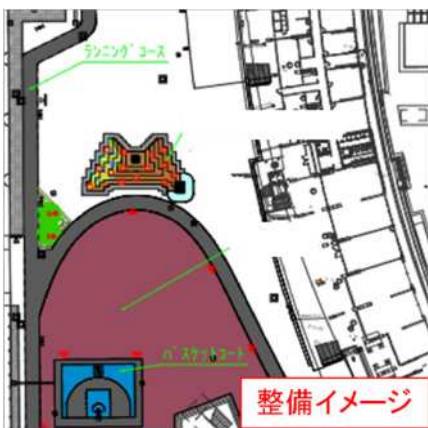
10 その他

- (1) 本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (2) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議を行い、本仕様書の記載事項を変更することができるものとする。

<参考> 中央ひろば（仮称）位置図



<参考> 中央ひろば（仮称）の整備イメージ



<参考> 県主催セレモニー過去事例

【事例1】 鏡開き



【事例2】 テープ囲い @ARKS



【事例3】テープつなぎ



【事例4】バルーンリリース @レイクサイド北山

